



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1046	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1047	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1048	〃	(〃).....	2
1049	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	2
1050	〃	(〃).....	3
1051	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(〃).....	3
1052	救急病院の認定	(医務課).....	3
1053	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
1054	保安林の指定予定の通知	(〃).....	4
1055	保安林予定森林	(〃).....	4
1056	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	5
1057	〃	(〃).....	5
1058	〃	(〃).....	5
1059	建設業の許可の取消し	(技術調査課).....	6
1060	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	6
1061	土地区画整理法による換地処分	(都市政策課).....	8
1062	平成20年和歌山県告示第1585号(港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定)の一部改正	(港湾空港振興課).....	8
1063	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	8
1064	〃	(〃).....	8
1065	〃	(〃).....	9

○ 公安委員会告示

57	平成19年和歌山県公安委員会告示第24号(自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等)の一部改正	10
----	---	-------	----

○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	10
	〃	(〃).....	10
	軽油引取税免税証の無効	(〃).....	10
	〃	(〃).....	10
	平成22年度職業訓練指導員試験合格者	(労働政策課).....	11

告 示

和歌山県告示第1046号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPO

サポートセンターに備え置いて、平成22年12月27日まで縦覧に供する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成22年10月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県腎友会

3 代表者の氏名

竹内拓

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市

5 定款に記載された目的

この法人は、腎臓病患者に対して、腎臓病に関する正しい知識の普及、および社会啓発ならびに自立と社会参加の促進に関する事業を行い、県民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1047号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3022300366	おおたの家	和歌山市太田612-16	共同生活援助	精神障害者	特定非営利活動法人エルシティオ	和歌山市手平6丁目112-1	平成22.11.1	平成28.10.31

和歌山県告示第1048号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120750	ヘルパーステーション ゆうゆう	和歌山市岡山丁71番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	医療法人弘仁会	和歌山市岡山丁71番地	平成22.11.1	平成28.10.31
3010120768	有限会社成介	和歌山市秋葉町2番55号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社成介	和歌山市秋葉町2番55号	平成22.11.1	平成28.10.31
3011500174	株式会社介護タクシー ヨシダ	有田市辻堂408番地の15	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児	株式会社介護タクシー ヨシダ	有田市辻堂408番地の15	平成22.11.1	平成28.10.31

和歌山県告示第1049号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
調剤薬局花みかんすくま店	西牟婁郡上富田町生馬字壱町田405番2	松村昌子	平成 22.11.1

和歌山県告示第1050号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
調剤薬局花みかんすくま店	西牟婁郡上富田町生馬字壱町田405番地2	—	松村昌子	平成 22.11.1

和歌山県告示第1051号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3011600115	サンライズケア 広川	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	有田郡広川町広137番地4	有田郡広川町広552番地4	平成 22.9.27

和歌山県告示第1052号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 誠佑記念病院
- 2 所在地 和歌山市西田井391
- 3 有効期限 平成25年11月3日

和歌山県告示第1053号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字五百原918の60 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 電気通信設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1054号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町竹垣内字桐山350、351、367、368、字足立369、370、字櫛ヶ谷398
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1055号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町西向字大浦郷1304の2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大浦郷1304の2 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並

びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1056号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字弓オロシ917、918、字栗ノ木921の1（次の図に示す部分に限る。）、921の4から921の9まで、字櫛本922、922の1、923から927まで、935、936、957の4、957の6から957の24まで

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1057号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字窪1885の1から1885の6まで、1886、1886の2、1886の3、1887の3、1888、1888の2、1889、字垣立2198の2、2212の2から2212の5まで、2213、2214、2214の2、2215から2219まで、2220の1から2220の5まで、2221の1、2221の2、2221の4から2221の11まで、2221の14から2221の17まで、2222の12

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1058号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字胡桃谷1286、1288、字滝谷1566の1、1566の5、1566の6、1567の1、1567の4、1567の5
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1059号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 取消年月日 平成22年11月4日
- 2 取消処分を受けた者
 - (1) 商号 株式会社城南建設
 - (2) 代表者氏名 赤井ひろみ
 - (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市西浜945番地の1
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般・特-18)第7457号
- 3 取消しの原因となった事実
 - 法人の役員に建設業法第8条第10号に該当する者がある。
 - このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第1060号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 阿戸2地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考

1号	日高郡	由良町	阿戸	上西ノ原	280番2	
2号	〃	〃	〃	〃	280番1	
3号	〃	〃	〃	西谷	850番1	
4号	〃	〃	〃	〃	848番	
5号	〃	〃	〃	上西ノ原	277番1	
6号	〃	〃	〃	〃	280番2	

2 内原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱4号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と標柱8号を結んだ線、標柱8号と標柱5号を結んだ線及び標柱5号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域を平成19年8月7日和歌山県告示第1882号で指定した内原地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
4号	和歌山市		内原	南山	1730番	既設
5号	〃		〃	〃	1678番1	既設
7号	〃		〃	〃	1678番13	
8号	〃		〃	〃	1678番13	

3 三十井川3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	三十井川	西ノ谷	50番2	
2号	〃	〃	〃	〃	49番1	
3号	〃	〃	〃	滝谷	494番	
4号	〃	〃	〃	〃	494番	
5号	〃	〃	〃	西ノ谷	61番	
6号	〃	〃	〃	〃	56番	
7号	〃	〃	〃	〃	55番	

4 寒川土居地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	寒川	東垣内	265番	
2号	〃	〃	〃	土井東原	2542番	
3号	〃	〃	〃	〃	2542番	
4号	〃	〃	〃	浦木垣内	244番1	
5号	〃	〃	〃	東垣内	257番1	

和歌山県告示第1061号

田辺都市計画事業海蔵寺地区土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地が行われたので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1062号

平成20年和歌山県告示第1585号（港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定）の一部を次のように改正し、平成22年12月1日から適用する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 (2) 中「(片男波地区)」を「(片男波地区、磯ノ浦地区及び毛見・布引地区)」に改め、2中「工作物」の次に「(以下「船舶等」という。)並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車に該当するものを含む。)及びその部品並びに道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車及びその部品」を加え、2に次のただし書を加える。

ただし、港湾区域にあっては、船舶等に限る。

和歌山県告示第1063号

平成22年度水産振興課海水電解殺菌装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
海水電解殺菌装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
荏原実業株式会社大阪支社
大阪府中央区平野町3丁目2番13号 平野町中央ビル
- 5 落札金額
29,820,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,420,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年9月14日

和歌山県告示第1064号

平成22年度水産振興課取水・送水ポンプユニットの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
取水・送水ポンプユニット 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
荏原実業株式会社大阪支社
大阪市中央区平野町3丁目2番13号 平野町中央ビル
- 5 落札金額
51,870,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,470,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年9月14日

和歌山県告示第1065号

平成22年度水産振興課海水ろ過機・海水ろ過器貯水槽の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
海水ろ過機・海水ろ過器貯水槽 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
ヤンマー舶用システム株式会社田辺営業所
和歌山県田辺市磯間7番3号
- 5 落札金額
44,940,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,140,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成22年9月14日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第57号

平成19年和歌山県公安委員会告示第24号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等）の一部を次のように改正する。

平成22年11月12日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

表備考1の(1)中「1月6日まで」を「1月5日まで。ただし、1月4日又は1月5日が平日の場合は、当該日に失効免許の適性試験並びに普通仮免許の学科及び適性試験を行う。」に改め、同表備考1の(2)中「12月27日」を「12月29日」に改め、同表備考4中「午後5時」を「午後4時45分」に改める。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年9月1日以降無効とする。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船以外の船舶	和歌山県 第803038号	平成21年6月23日から 平成24年3月31日まで	田辺市目良9-31 朝良勝	紀南県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年10月8日以降無効とする。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船	和歌山県 第802020号	平成21年9月8日から 平成24年3月31日まで	東牟婁郡那智勝浦町勝浦276-1 二河一成	紀南県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年10月8日以降無効とする。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	漁船	8141395 ゝ 8141424	30枚	平成22年9月8日から 平成23年2月28日まで	紀南県税事務所	平成22年10月8日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年10月19日以降無効とする。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	林業	8127554 ゝ 8127555	2枚	平成22年7月8日から 平成23年1月7日まで	紀南県税事務所	平成22年10月19日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

平成22年度職業訓練指導員試験合格者は、次のとおりである。

平成22年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

受験番号

2201 2202 2203 2204 2207 2210